

令和元年度第2回諫早市健康福祉審議会

1 日 時 令和2年2月13日（木）午後7時～

2 場 所 諫早市役所8階 8-1会議室

3 出席者 委員 15名

池田孝之委員

大久保てるひ委員

岡島啓介委員

小川政吉委員

小野由利子委員

亀井道信委員

出口喜男委員

寺井雄一委員

中野伸彦委員

中村康司委員

二里淳司委員

福田富美子委員

古川利光委員

堀 剛委員

森 敦子委員

欠席者 委員 5名

市川ひとみ委員

小川裕美委員

管原正志委員

満岡 渉委員

山口 実委員

事務局 13名

4 会議次第

委嘱状交付式

1 委嘱状交付

2 市長挨拶

健康福祉審議会

1 開会

2 議事

(1) 議事録署名人指名

(2) 部会委員の指名

(3) 諫早市子ども・子育て支援事業計画について

(4) 諫早市障害者・障害児福祉計画について

3 その他

4 閉会

【委嘱状交付式】

1. 委嘱状交付

(略)

2. 市長挨拶

○事務局

それでは、ここで副市長が御挨拶申し上げます。

○副市長

まず冒頭に、新型コロナウイルス感染症につきましてお話させていただきます。昨年12月に中国武漢市において発生しました新型コロナウイルス感染症につきましては、その後、我が国を始め世界各地においても感染者が発生しております。厚生労働省発表の2月12日時点の感染者数は、国外で4万4,968名、国内では28名となっており、現在のところ、九州管内での発生例は報告されておられません。予防対策としましては、通常の風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、お一人お一人の咳エチケットや手洗いをしっかりとすることが重要とされております。なお、県央地域における新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口は、県央保健所となっておりますので、万が一、疑われるような症状とかございましたら、まず、電話でご相談ください。市としましては、ホームページなどを通じて必要な情報の提供に努めてまいります。皆様におかれましても、正確な情報の入手と正しい知識に基づいた冷静な対応をお願いいたします。

令和元年度第2回諫早市健康福祉審議会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。本日は、大変お忙しい中を御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本日新たに委嘱させていただきました小川様におかれましては、委員への就任について快く御承諾いただきましたことに対し、厚く感謝と御礼を申し上げます。

本審議会は、市民の健康増進、社会福祉の向上及び医療体制の充実を図ることを目的に設置しており、御審議いただいた答申内容を踏まえ、本市における健康福祉行政の推進に努めているところでございます。本日は、「諫早市子ども・子育て支援事業計画」並びに「諫早市障害者・障害児福祉計画」について、御審議をお願いすることにしております。「諫早市子ども・子育て支援事業計画」につきましては、令和2年度からの第2期計画に向けて、平成30年8月に諮問させていただき、これまでに計5回の子ども・子育て部会において御審議を重ねていただきました。本日は、委員皆様の御意見をもとに、最終的な取りまとめをお願いするものでございます。また、「諫早市障害者・障害児福祉計画」につきましては、現在の計画が令和2年度末で満了することから、次期3か年計画について、本審議会に御意見を求めるものでございます。これらの

計画を策定するうえでは、制度改正やこれまでの成果、実績などを踏まえ、あらゆる面での検討は必要でございますので、それゆえに、各分野で専門的な知識、豊富な経験を有する皆様の御意見というのが欠かせなくなっております。本市の将来における健康福祉医療の方向性を示すため、皆様の貴重な意見を、そして率直な意見をお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局

以上をもちまして、委嘱状交付式を閉式いたします。

大変恐縮ですが、ここで副市長は公務の都合により退席させていただきます。

【第2回健康福祉審議会】

1. 開会

○事務局

では、審議会を開会いたす前に、配付している資料の確認をさせていただきます。

(略)

では、本日の出席者について御報告いたします。

本日は委員20名のうち、長崎県県央保健所地域保健課長、市川様、長崎県看護協会県央支部支部長、小川様、西九州大学教授・長崎大学名誉教授、管原様、諫早医師会副会長、満岡様、諫早医師会会長、山口様の5名の委員におかれましては、欠席の御連絡をいただいております。ただいまの出席者は15名でございます。諫早市健康福祉審議会条例第7条第2項の規定により、委員の過半数の出席が認められますので、本会議が成立することを御報告いたします。

では、ここからは寺井会長に議事進行を進めていただきますが、これより協議に当たりましては、議事録作成の都合上、卓上マイクの青いボタンを押して御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、寺井会長、よろしくお願いたします。

○会長

改めまして、こんばんは。

諫早市社会福祉協議会の寺井と申します。よろしくお願いたします。

今日、お仕事まだ忙しい方もおられるでしょうし、あるいは、おくつろぎのところ足を運んでいただきまして、本当にありがとうございます。

また、職員の方々は多分かなり資料作成等にも時間を費やされたことと思います。本当にありがとうございます。

昨年、平成から令和、そしてことしは令和2年ということですが、副市長様のお話の中にもありましたけれども、毎日テレビ、あるいは新聞、どれを見ても、コロナウイルスがないということはないほど毎日放送されてる、あるいは

記事になってる状況です。なかなか終息をするような気配もまだまだ見えないような感じがいたします。単に患者の方だけではなくて、それに関わる職員の方の疲労が蓄積されて、精神的に追われてる方もあるかと思うと、本当に危機管理の大切さというのを今さらながら感じてるところです。昨年も自然災害でかなりの被害が出ましたけれども、いかに危機管理をしていくか、九州管内では今のところ報告されてないということでしたけれども、安心ということはないのかなと思いつつお話を聞いてたところです。

さて、今日は議題が幾つかありますけれども、答申に関わること、それから今後のことということで予定をされています。

施策につきましては、2つの原則があると私は思っています。1つは、本当に市民ニーズに合っているものかどうかということ、それから、公私協働の施策になっているかということが1つの大きなポイントになるかと思えます。もちろん、このことを含めて十分今まで進めてきましたので、一つ一つまた御意見をいただきながら、微調整できるところにつきましては御検討いただくという形になるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、ただいまから、令和元年度第2回健康福祉審議会を開会したいと思います。

2. 議事

(1) 議事録署名人指名

(2) 部会委員の指名

(3) 諫早市子ども・子育て支援事業計画について

(4) 諫早市障害者・障害児福祉計画について

○会長

それでは、議事に入りたいと思えます。

議事の1番目ですが、議事録の署名人を指名したいと思えます。

前回、小野委員のほうにお願いをいたしましたけれども、再度お願いをしてよろしいでしょうか。

○小野委員

はい。

○会長

よろしくお願ひいたします。

それでは、議事の2番目、部会委員の指名についてを議題といたします。

条例第8条第2項の規定に基づき、部会委員は会長が指名することとなっておりますので、今回、新たに委員とされました小川委員につきましては、議事資料1の部会委員名簿のとおり、前任者、草野委員と同じ高齢福祉部会に所属をお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、その他の委員の皆様は、部会委員名簿のとおり、引き続き各部会に所属することになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、議事の3番目、諫早市子ども・子育て支援事業計画についてを議題といたします。

本計画は、平成30年8月に市長から諮問を受け、子ども・子育て部会に審議をお願ひしておりました。

それでは、中野部会長様から報告をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○部会長

子ども・子育て部会長の中野でございます。

それでは、子ども・子育て部会の審議経過を報告いたします。

子ども・子育て部会では、平成30年8月に市長から諮問された第2期の諫早市子ども・子育て支援事業計画の策定につきまして、平成30年度に2回、令和元年度に3回の計5回にわたって会議を重ね、計画案を取りまとめました。

諫早市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法の61条に基づき策定する、5年を1期とする計画で、第1期の諫早市子ども・子育て支援事業計画は、平成27年から令和元年までとなっております。計画期間の満了を迎えるため、今回の諮問を受け、次の5年間、つまり令和2年から令和6年までの第2期計画を定めるものでございます。

第2期計画は、第1期計画の基本理念であります、「健やかな子どもを育む『子育て・子育て支援のまち』いさはや」、これを引き継ぎ、第1期計画の策定方法と同様にニーズ調査を行い、その分析結果や人口推計のデータから、今後5年間の教育・保育施設や地域子育て支援事業の量の見込みを算出し、それに対する施設やサービスの確保の方策について定めるものです。

それでは、これまでの会議の審議状況について報告いたします。

平成30年11月21日の1回目の部会では、第2期計画のイメージやニーズ調査票の案についての審議を行いました。

平成31年3月25日の2回目の部会では、平成31年1月7日から1月21日にかけて実施したニーズ調査の結果と、その結果に基づいて算出された量の見込みについて審議を行いました。

令和元年8月29日の3回目の部会では、各事業の量の見込みに対する確保の方策について審議を行いました。

令和元年11月7日の4回目の部会では、計画書の素案についての審議を行

いました。その素案については、令和元年11月29日から令和元年12月16日までの18日間のパブリックコメントを実施しました。

令和2年1月29日の5回目の部会では、パブリックコメントの意見を踏まえ修正された素案について審議し、答申案の取りまとめを行いました。

子ども・子育て部会の委員は、教育や保育の関係団体のほか、医師会、歯科医師会、児童相談所、民生委員などの有識者や、幼稚園・保育所の職員や保護者の代表の方も含まれており、各方面からの意見を反映した計画案になっております。

計画案の具体的な内容につきましては、事務局から補足して説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○会長

それでは、事務局のほうから補足をお願いいたします。

○事務局

こども支援課長でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付しております議事資料2-1、第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画（答申案）の概要により御説明をいたします。

初めに、計画策定の趣旨・位置づけとして、全ての子どもが健やかに成長できる社会づくりのために、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき策定しました第1期事業計画の期間満了に伴い、第2期目の事業計画を策定するものでございます。

2点目として、第2期事業計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としております。

3点目として、計画の体系として、「健やかな子どもを育む『子育て・子育て支援のまち』いさはや」を基本理念として、3つの基本目標と5つの基本施策で体系を形づくっております。

次、2ページをごらんください。基本施策の展開となります。

基本施策の1、幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域における多様な子ども・子育て支援として、1番目に、幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善を掲げております。

①の量的拡充とは、子ども・子育て支援法に基づき定めることとなっております法定事項であり、地域の実情に応じた教育・保育の提供区域の設定、例えば保育所、認定こども園などを利用したいとする地域のニーズと、それに対応する供給体制の確保を規定しております。具体的な数値につきましては、後ほど御説明いたします。

②の質の改善とは、子どもの最善の利益実現に向けた職員配置の拡充、職員

の資質向上に向けた研修等の充実を規定しております。

(2) 地域子ども・子育て支援事業につきましては、子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、こちらに記載しております12の事業について、計画的に取り組むこととしております。

(3) 教育・保育の一体的な提供としては、保護者のニーズの多様化に配慮した教育・保育機能の充実を、(4) 幼・保・小連携の強化、小学校教育との円滑な接続としては、小1プロブレムや中1ギャップへの取り組みを、(5) その他の子ども・子育て支援としては、子育てほっとウイークの実施などにつきまして第2期計画に位置づけ、取り組んでいくこととしております。

次に、3ページに入ります。

基本施策の2、子どもの成長にあわせた子育て支援としては、子どもの健康に対する支援の項目で、乳幼児への保健対策の実施などの施策を規定しております。

基本施策の3、子育て家庭の親に対する成長支援としては、子育て情報の提供や相談支援等の施策を規定しております。

基本施策の4、地域社会で取り組む子育て活動の充実としては、少子化や核家族化が進展する中、地域のボランティアなどによる支援として、民生委員児童委員による相談や子育てサロンによる親子の交流、地域子ども教室の連携などにつきまして規定をしております。

最後に、基本施策の5の支援が必要な子どもや家庭のための支援としては、さまざまな事情により支援が必要な子どもに対し、専門的な知識を有する方による支援策について規定を設けております。

次に、5番目の教育・保育の量の見込みと確保の方策でございますが、この項目は、先ほど説明いたしました基本施策1の量的拡充を数値化したものでございます。

初めに、教育・保育提供区域の設定につきましては、記載のとおり、(1) から(4)までの要件をもとに区域の設定をしております、教育区域、これは主に幼稚園の区域になりますが、諫早市全域を1つの区域として設定しております。それから、保育の区域、これは主に保育所の区域になりますが、市内を4つの区域に分割をしております。具体的な数値につきましては、4ページ以降で御説明いたします。

まず、1号認定の区域、教育の提供として、市内で1つの区域を設定しておりますが、お手元の表で申し上げますと、令和2年度の①見込み量が1,077人に対し、確保の方策として1,395人、これは施設の定員のことになりますが、見込み量より確保の方策、すなわち定員が多いという状況です。これは5年後の令和6年度も同じ状況と見込まれますので、教育の区域につきまし

ては、新たな定員の確保は行わないこととしております。

次に、保育の区域でございます。

初めに、東部区域、学校区で申し上げますと、長田中学校区及び高来地域、小長井地域になります。

2号認定の令和2年度をごらんください。①見込み量、311人に対し、②確保の方策が423人ということで、これは5年後の令和6年度も同じ状況であり、3号認定につきましても同様でございますので、新たな定員の確保は行わないこととしております。

次に、5ページの中央区域の表をごらんください。

2号認定の表は、見込み量より確保の方策数が上回っておりますが、3号認定の表では、令和2年度の①見込み量、711人に対し、②確保の方策、650人として下回っておりますので、例えば2号定員から3号定員への移行などの措置により、年次的に定員の増を図ることとしております。

同様に見ていただきますと、西部区域につきましても、定員の増を図る区域、南部区域につきましても、定員の増は行わない区域という計画でございます。

最後に、6ページの地域子ども・子育て支援事業でございます。これらの事業は、基本施策の1で説明しました12の事業になります。⑨の延長保育につきましては、保育の提供区域と同じ4つの区域に分けており、⑩放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブにつきましては、小学校区ごとに28の区域を設定しております。その他の事業につきましては、諫早市全域を1つの区域としてそれぞれの量の見込みと確保の方策を定めております。具体的な数値につきましては、議事資料2-2の計画書（答申案）のほうに記載をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

挨拶の中でちょっとコロナウイルスのことを言いましたけども、時々、小さな記事の中に児童虐待もぽつぽつとあるところですか。やはり子どもを大切にしない国に未来はない、私はそう思うんですが、また、超高齢社会という中で、どんどん今から先、増えていくんじゃないかと思うんですが、その先に見えるのは多死社会、多くの方が死ぬと書きますけど、多死社会が控えている、子どもたちは増えないという状況の中では、またこれも国の将来が本当にどうなるのかなというところもあります。

そういった面では、この子ども・子育ての施策というのは、その前の段階での非常に大切な答申になっていくかなと思うところですか。そういったことも含

めながら、ただいま報告がありましたが、説明、計画書全体について質問がありましたら受けたいと思います。よろしくお願ひします。何か御質問ありませんでしょうか。

かなりずっと審議をしながら各部会でやってきていただいております。もしお気づきの点があったら受けたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、特にないようでしたら、以上をもって質疑を終わりたいと思います。

それでは、御異議がなかったら承認という形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。それでは、本案を承認することといたします。

本日御承認いただいた計画につきましては、私のほうから市長へ答申することといたしますが、一任していただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。

それでは、引き続き議事4番目、諫早市障害者・障害児福祉計画についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

障害福祉課長でございます。よろしくお願ひいたします。

本日、諮問書を提出させていただいております諫早市障害者・障害児福祉計画について御説明させていただきます。議事資料は3-1でございます。

これは、お手元に配付しておりますこの水色の、現在の、平成30年に策定した計画ですね、この計画の期間が令和2年度末までとなっておりますので、これから1年をかけ、次期計画の策定を進めていくものでございます。

資料3-1のところ、2の根拠法令等は記載のとおりでございます。

4番の計画の見直しのポイントとしましては、計画の期間を令和3年度から令和5年度までの3年間とし、現計画に必要な見直しを行うものでございます。具体的には、障害福祉サービス等の利用実態やニーズの調査、障害者等の心身の状況や、その置かれている環境などを把握・分析し、サービスの必要量等を見込むこととなりますけれども、国の基本指針及び県の計画との整合性を図りながら進めてまいります。

5の策定の趣旨としましては、それぞれの根拠となる法律の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保など、業務の円滑な実施を図るものでございまして、計画の性格・役割としましては、

障害者基本法に定める市町村障害者計画及び障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画、児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画であるとともに、諫早市総合計画及び諫早市地域福祉計画の分野別計画として策定するものでございます。

7番の計画に盛り込む事項といたしましては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項、各年度における必要な見込み量確保のための方策、関係機関との連携に関する事項のほか、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項などがございます。

新計画の策定期間は令和3年2月を予定しておりまして、担当課は障害福祉課となります。

次に、議事資料の3-2をごらんください。

計画策定のスケジュールにつきましては、5月に第1回の障害福祉部会を開催し、6月にアンケート調査、8月に第2回の部会、9月に事業所アンケートの調査、11月に第3回の部会、12月にパブリックコメント、1月に第4回部会を経て計画案を固め、2月の健康福祉審議会にて答申案を提出するように進めたいと思っております。

各部会における審議内容等につきましては、それぞれ記載のとおりです。

以上で、計画の概要と策定のスケジュールの案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

今、障害福祉課長のほうから、諫早市障害者・障害児福祉計画の概要と策定スケジュールについて説明がありましたけれども、何か御意見、あるいは御質問はありませんでしょうか。

どうぞ、A委員。

○A委員

日ごろの障害者施策に関しまして、感謝申し上げます。

地域生活支援拠点の整備ということの提唱があるんですけども、ある委員のメンバーから、ここ10年は一歩も前進が見られないということで、それに関しては、私たちの運動の推進を怠っていたのではないかなと思って反省する次第でございます。

今後は、できましたら自立支援協議会の中で、期限に猶予をいただきながら、長い時間をかけて討議していただきたいと思うんですけども、よろしくお願いいたします。

○会長

感謝と要望ということでよろしいでしょうか。

○ A 委員

そうですね。

○ 会長

何かありますか。

○ 事務局

地域拠点等につきましては、現計画にも、この令和2年度末の整備を目指してというところで、来年度、4月から令和2年度末までというところを目指して、令和2年度はちょっと協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 会長

ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○ B 委員

具体的なことではないんですけど、障害者と障害児をどのように捉えて計画を策定しているのか。今、どういうのが障害児でどういうのが障害児でないのかというのがわかりませんで、全部障害児と言えば全部障害児、やっぱりそこら辺の障害児の区別というか区分というか、こういう策定はどういうのを障害児としてやってるとか、何かそこら辺の的というのは何なんですか。

○ 会長

障害者、それから障害児の、ある種定義的なものと、どういうふうに捉えているかということの確認だと思いますが。

○ 事務局

恐らく障害者というところになると、障害者の手帳ですね、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健手帳、福祉手帳をお持ちの方という定義になると思いますが、今、障害児につきましては、手帳所持ではなくても、そういう障害があるのではないかという心配というか、療育が必要というところでお医者様が認めた方につきましては、放課後等デイサービスなどで療育を行っているところがございます。はっきりとまだ障害とまでは行かないけれども、このまま療育を進めていったら障害とならないかもしれないというところまで、今、グレーゾーンという言い方ですけども、そこまでを今はサービスの対象としているところでございます。

○ 会長

一応障害者のほうは、1つは手帳を根拠にするということと、それから障害児については、手帳がなくても、医師あるいはそういった周りの意見等を確認しながらということと捉えてよろしいですか。B委員、それでよろしいでしょうか。

○B 委員

はい。

○会長

ほかにございませんでしょうか。

○C 委員

さっきの定義との関連で、障害児の中に、いわゆる発達障害と呼ばれる領域というのにも踏み込んでいらっしゃるだろうと思います。改めてその発達障害ということについても、ADHDとかLDとか、それから自閉症スペクトラム症候群とか、広範性の発達障害の部分、踏み込んだ内容として理解していいものかどうかお尋ねしたいと思います。

○会長

C委員のほうから、発達障害の分について少し詳しく説明をいただきたいということだと思います。

○事務局

委員の方がおっしゃった症例みたいなことも含めて、療育が必要であるということと認められた発達障害と言われる子どもですね、実際、放課後等デイサービス等の利用なんかは、身体の障害の子どもさんであるとか知的障害の子どもさんというのは、数はそんなにふえてないんですけど、発達障害と言われる子どもさんはかなり最近ふえております。それで、そういう病気の名前というのではなくて、そういう療育が必要と判断された子どもさんも含めたところとなっております。

○会長

よろしいでしょうか。

○C 委員

はい。

○会長

私が教員をしている頃の話ですが、学校の中にも発達障害、ADHD、あるいはLDなどに、教員がどんなふうにして対応していくかというのは非常に難しい部分があって、特にその区分けというのも勝手に教員のほうで決めてしまうというわけにいかないのです、お医者様の診断とか、そういったものを1つの根拠にしながらやっちはいるんですが、特別支援教育補助員とかで学校のほうでは対応しているところでした。

ほかにはありませんか。

特になければ、本件につきましては、障害福祉部会に付託するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。

それでは、諫早市障害者・障害児福祉計画につきましては、障害福祉部に付託いたします。よろしく願いいたします。

3. その他

○会長

それでは、最後にその他ということで、委員の皆様から何かこの件に関わって、あるいは必ずしもこの件に関わらなくてもいいかもしれません、お尋ね等ありましたら、どうぞお願いいたします。

○B委員

こういう基本計画を策定されて、真剣にいろんなことを実行されていますが、これを1つの5年のスパンで、それが終わったときにどういう結果が出て、そして、どのような成果が出てくるのかというようなことを具体的に検証されるのか、そういうことがないのか、あるいはそれはどこに書いてあるのか。せっかく審議をしてる中で、やっぱり結果の検証というのはしっかりしないといけないと思うし、これだけいいことをしながら、何で諫早で、もう少し福祉がよければいいなという声が出るのか。これだけしておけば、もう絶対諫早の福祉はオーケーという言葉が当然出て当たり前なんですけど、それが出てこない。その辺を含めて、どういう結果が出て、検証するのかということをお願いします。

○会長

挨拶の中でもちょっと言いましたが、要するに、住民、市民のニーズに本当に合ってるかどうかというところになるかと思うんですが、当然そのスパンでやって、検証していくわけですけども、後、またそれもアピールをしていかないと、いろんな形で不満が出てくるんじゃないか、あるいは出てるんじゃないかということも、今の中に少し含まれてたかなと思いますが、これについてはいかがですか。

○事務局

こども支援課長でございます。

先ほどのお手元に配付した議事資料2-2、第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画（答申案）で申し上げますと、9ページになります。9ページから、教育・保育施設の状況ということで、9ページは、（1）幼稚園の数、利用状況ということで、平成26年から令和元年までの定員状況、あるいは児童数などについて記載しております。近年、幼稚園につきましては、共働き世帯の増加ということで、やや利用数は減少傾向というのが見てとれます。

次に、10ページ、こちらは認可保育所の数、利用状況ということで、施設

の状況を載せております。

実は、この認可保育所につきましては、11ページ、こちらが認定こども園ということで、実は、認定こども園の中には認可保育所から移行されてる園が相当数ありますので、両方合わせた分で施設整備のほうを十分進めてきたということが言えようかと思えます。

特に、認定こども園につきましては、11ページの平成26年度と平成27年度の欄を見ていただきますとおり、平成27年からこの子ども・子育て支援制度がスタートするに当たりまして、それまでゼロだった施設が4施設と、それから、現在、平成31年、令和元年に12施設ということで、大きく伸びてきているような状況でございます。

以下、12ページ以降は、これまでの事業計画ということで記載をさせていただいております。

特に近年、この場でアピールしておきたいのが、16ページ、放課後児童健全育成事業、学童クラブにつきましては、新制度発足前には、平成26年度、34箇所だったものが、平成30年度では43箇所ということでふえております。實際上、今年、令和元年度から44施設ということで、5年間で10クラブ増ということで実績として上がってきております。

いろんな機会を捉えて、こういった整備の状況についてはアピールといえますか、PRもしていきたいと思っておりますし、今回、御審議いただきました答申案に基づきまして、次期計画につきましても、この計画にのっとり子ども・子育ての環境づくりに努めていきたいと思っております。

説明は以上で終わります。

○会長

よろしいでしょうか。

○B委員

はい。

○会長

多分、実際やったことと市民の方が感じられることのギャップがないようにということだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ほかにございませんか。

○A委員

この資料を見ますと、現在、大変アバウトなんですけども、人口14万ということで、20年後にはもう10万ぐらいになるだろうという、この資料ではなってるんですけども、それを歯止めと申しますかね、少しでも、諫早の人口が1人でも多く、その時点で多い状況というか、そうなれば非常に望ましいんですけど、それに関しての質問をさせていただきます。

○会長

今後の人口減少について、何か手だてというか、これが手だてなんでしょうけども。

○A委員

諫早の魅力とか、諫早に人が集まるとか、そんなのがあれば。

○会長

どうでしょうか。

○事務局

健康福祉部長でございます。

ただいまの御意見につきましては、この計画において、人口の推計のところは、国勢調査とか国立社会保障人口問題研究所のデータを使っておりまして、これを使うと、現在のところ、推計すると10万ぐらいに減るという形にはなっておりますが、例えば、まち・ひと・しごとの計画だとか、そういうものを用いまして、この数字を少しでも引き上げる取り組みを、市全体として行っているところでございます。

もちろんこの子ども・子育て計画につきましても、一応子育てのニーズにお応えするという面で、それを叶えるための1つの方策でございますし、あわせて、健康福祉部以外の分野におきましても、いろいろな方策を講じているということでございます。

○会長

よろしいでしょうか。

なかなか諫早だけの問題じゃないと思うんですけども、難しい問題だろうと思います。日本全体がそうであります。

ほか、ございませんか。

なかったら、その他のということで、事務局のほうから何かございませんか。

○事務局

その他ということで、健康福祉センターのほうから、諫早市の自殺対策計画の策定状況について報告をさせていただきます。

資料のほうは、別冊であります、左上のほうに諫早市の自殺に係る現状という2枚と、カラー刷りの「諫早市こころの健康づくりガイドブック」というのをつけさせていただいておりますので、こちらのほうで説明させていただきます。

まず、自殺に係る諫早市の現状につきましては、このグラフを見ていただくとわかるように、自殺者数の推移ということを平成25年度から平成30年度までグラフにしてありますが、平成25年度が31人、平成28年度が14人、平成30年度が17人という状況で、右側に自殺死亡率の推移という形で、全

国と長崎県と諫早市の状況をグラフにしてありますが、諫早市の平成30年度は、この10万人を単位とした率で、12.27。諫早市がグラフで言いますと、丸の折れ線です。全国が四角、長崎県が三角ですけれども、全国が16.18、長崎県が17.4と、全国平均で見ると低い状況であります。減少傾向になっていたのが、平成30年度に、また増えてるというような状況です。

それで、諫早市の自殺対策計画の策定状況ですけれども、下のほうになりますが、国では、平成28年4月に自殺対策基本法が改正されまして、市町村においては自殺対策計画を策定しないといけないようになりました。それを受けまして、諫早市では、平成30年3月に健康いさはや21の3次計画の中で自殺予防を新たな項目として設けて、自殺対策として位置づけておりました。

2枚目ですけれども、それで、現在、諫早市でも自殺対策計画を策定中でありまして、その骨子について説明させていただきます。

国においては、平成18年に自殺対策基本法を制定したわけですが、それまで自殺が個人的な問題とされてきたものが、社会問題として広く認識されるようになりました。先ほど申し上げたとおり、平成28年に自殺対策基本法が改正されまして、全ての市町村が自殺対策計画を策定することとされましたが、現在策定中の計画は、自殺に係る現状と課題を明らかにし、自殺の実態と特性に即した対策に取り組むことを通じて、市民一人一人の命を守り、ともに支え合う地域社会の実現を目指すこととしております。

2つ目の、計画の位置づけとしましては、健康いさはや21を上位計画として、自殺対策に関連ある他の計画との整合性を図るものです。

計画の期間は、健康いさはや21と同様に令和3年までとします。

数値目標としましては、人口10万人当たり12.3といたします。

諫早市の自殺の特徴としましては、諫早市の自殺実態プロファイルによりますと、平成26年から平成30年の合計の第1位は、男性、60歳以上の無職、第2位は、男性で40から59歳の有職者、第3位が、男性の20から29歳までの無職となっております。

裏面になりますが、原因や動機は、健康問題が23%、経済的な生活問題が14%、家庭の問題などが8%となっておりますが、1つだけが要因ではなくて、さまざまな要因が重なってるというのが現状のようです。

自殺対策の取り組みとしましては、基本施策と重点施策を2つ挙げておりますが、主に重点施策としまして、高齢者、生活困窮者、子ども・若者に重点を置いて、高齢者の健康づくり、生活困窮者の自立相談の支援、子ども・若者に対しては、相談支援を行うことを重点としたいと考えております。

7の自殺対策の推進体制につきましては、健康いさはや21と同様に、諫早市健康づくり推進協議会を主体として取り組みを行います。また、市内の精神

科医療機関や保健所、商工会議所などともネットワークの構築を図りながら、市内の自殺対策の関係課とも連携をしながら、自殺対策のための活動を進めていきたいと考えております。

別冊のほうの「こころの健康づくりガイドブック」ですけれども、ごらんになった方いらっしゃいますでしょうか。これは自殺だけではなくて、あなたの心元気ですかというような形で当事者に呼びかけるような形となっており、内容は、ストレスや睡眠、鬱病、依存症、不登校、引きこもりに関しても、セルフチェックができるようなところとか、当事者だけではなく、周りの人が気づいたときには、こういったことで声かけをしてくださいねという内容で、公共施設以外の手に取りやすいような所にも配置しております。きょう、皆さんにもお配りしておりますので、内容をごらんになっていただき、もし近くにそういった方がいらっしゃいましたら、声かけとか、こういうガイドブックもあるよというようなこともお知らせしていただければと思います。以上です。

○会長

非常に難しい問題だと思います。やっぱりチームをつくってやっていかないと、簡単には、解決は絶対ないと思うんですけれども、目指して頑張るしかないかなと思ってるところですが。

○D委員

御質問なんですけれど、この自殺予防のさっきの1ページの数値目標、12.3という数値目標があったかと思うんですけれど、先ほど、この自殺現状というところで話をされたときに、平成30年3月の自殺予防のときに目標を設定したというところで、そのグラフの自殺死亡率の推移のところ、長崎は12.27という数値だったかなと思ったんですが、ということは、少しやっぱりふえていくという、そういう予想のもとに数値目標が立てられてるということでしょうか。

○会長

数値についてのお尋ねです。

○事務局

まず、現状ですけれども、平成30年度の諫早市の状況は、折れ線の丸のポイントなんですけれども、12.27で、確かに目標値が12.3ということで、現時点でも下回ってるじゃないかということだと思っただけなんですけれども、平成27年の自殺者の率が14.5でございまして、このときに国の自殺対策の要綱で、令和8年までに30%減少させるようにというふうなことになっておりまして、今回の計画が令和3年度までということで、その半分なので、30%の半分の15%の減少を目標にしておりまして、実際、25年度と比べると減少傾向にあります。その年によっては増えたりすることもありますので、12.3と

いうことで目標設定をさせていただきたいと思っております。

○会長

よろしいでしょうか。

○D委員

はい。ありがとうございます。

○会長

A委員。

○A委員

精神の家族会の会長とお話したことですが、半年ぐらい前にお話ししたときには、要するに、心の電話、相談の電話なんですけど、お昼に相談があって、ちょっとその人自身はちょっと所用で、もうどうしても忙しくて、5時ぐらいからお話を聞くからということで、そこで1回電話を切ったら、その間に自死されたというお話を受けました。そして、つい最近、10日ぐらい前に、精神の会に、自殺の報告があったということで、非常に今、市のほうでも精神の相談、心の相談がまっていると思います、非常に大事になってくるかなと。今後、それで1人、2人の命が助かると思うので、ぜひよろしく、一生懸命に努力させていただきたいと思います。以上です。

○会長

いいですか。

○A委員

はい。

○B委員

この数値の設定の仕方というのは、目標だから、やはり12.27とか決めてやるというのでないと、それは何となく漠然として、緊張感を持ってやらなくてもいいような感じの数値になってしまうので、この辺の数値は厳しくみて、それに向かっていくのが目標数値の立て方だと僕は思うんですが、その辺が何かあれば考えていただきたいのと、もう一つ、まことに申しわけないけど、1位から3位まで全部男ですよね、自殺したのが。そしたら、その自殺したのは男ばかりなので、何かその共通点とか、そこから見えるものというのはありませんか。

○事務局

御意見ありがとうございます。

数値目標につきましては、そうですね、毎年1月か2月ごろになると、厚生労働省が前年度の自殺者の統計の公表をしますので、そういった数字も見ながら、再度検討してみたいと思います。

それと、男性の自殺原因につきましては、女性と男性を比較しますと、大体

7割が男性、3割が女性ということです。1つだけの原因ではないと思いますが、やはり男性の場合は職を失ったことが原因でちょっと体調を崩したりとか、そういったものが大きな要因になってるのかなとは思ってますが、そこは複雑な問題が絡んでくると思いますので、ちょっとこういう原因があるから、こういう対策を打ったほうがいいというのは、余り明確な回答ができないところではありますが、この計画の中で、いろんなどころが連携しながら、そういった手を差し伸べてやることで数が少しでも減らせればなと思っています。

○B委員

厚労省の、国の、上級機関のそれを見ながらというのもよく理解できますけど、しかし、せっかく諫早が低レベルというか低いパーセンテージであるところに、全国的に見たら少し自殺者が多いですよというのは見込まなくてもいいんじゃないかと。諫早の現状で、レベルがどんどん落ちて減少していくなら、それに向かって計画というのはたてるべき。地方創生というのがありますけど、地方がその実情に合ったようなことで目標設定をたてていいんじゃないか、どんどん上に高くするなら厚労省の話も出るけど、それよりも減少していくということだから、地方は地方でしっかりと考えるということも1つの手ではないかと思しますので、意見としてお願いします。

○会長

一応そういうことですけど、今の、コメントありますか。

○事務局

B委員のほうから、国の基準に特に左右されなくてもいいんじゃないかということでしたけども、なかなか独自で数字を、何かを根拠に、諫早市独自の根拠をつくるというのも、ちょっと今の時点では思いつかないところがあるので、どうしても国が示した基準に左右されるところはありますので、独自でというのは、済みません、ちょっと根拠を探すのが難しいかなというような気もしております。

○B委員

結構です。

○C委員

済みません、自殺に関してですが、今、いろんな議論が出ておりますけども、男性と女性との比較といったことで言えば、男性は女性の2倍、実は自殺が高いというんですね。これも科学的にというか、その辺の原因分析というのは余りきちっとは出されてないんですが、一般論でいくと、心と体が非常に女性のほうが丈夫にできてるといふうなことで、とどまっているような状況ですけれども。ただ、かつて自殺者が全国では3万人を超えた時代が14年ほど続いたと、バブル以降の時期なんですけど、ようやく、今、どんどん下降してるとい

うふうな状況の中で、おそらく国と地方と連動してるんじゃないかなという気がいたします。諫早でも、今、どんどん減ってるというふうな状況が、一方では、全体の流れとしては減少しつつある感じがいたしますが、男女比というのは、やっぱり全国と同じような数字が出ておるんじゃないかなという気がしますが、いかがでしょうか。

1つだけちょっとお尋ねしたいのは、自殺の原因の中に、いろいろなものがあるんでしょうけれども、例えば、高齢者の分野でよく言われている孤独死もしくは孤立死といったもの、いろいろな定義があるようですが、いずれにしてもどなたも死の場面に立ち会わない、立ち会わないから孤立死や孤独死というんでしょうけれども、そういう数字を自殺の中に入れ込んでいらっしゃるのかどうか、入れ込んでいいものかどうか、そこらあたりはどうなんだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○会長

孤独死とか自然死とか、その数字の中に入れていいのかの捉え方です。

○事務局

今のところは、死因の原因から数値目標とか、その内訳を設定してるようなところではないです。

○事務局

補足をさせていただきます。健康福祉部次長です。

この自殺者数、このデータについては、厚労省のほうで、どういう報告か、今、ちょっと手元に資料がないんですが、多分、生の数字として吸い上げた数字をフィードバックして使ってる数字だと思いますので、それがそもそもカウントされてるのかどうかという部分に関係してくると思います。恐らくは、高齢者における孤独死、孤立死については、定義も曖昧とC委員言われたとおりですので、それは客観的な数字として表せるようなデータは多分ないんだろうというふうに思っております。少なくとも今、推定でしか申し上げられませんが、この中には入ってないんじゃないかというふうに思われます。件数的にもそういう感じかなと捉えております。

このあたりも、どういう数字を使うかというのも関連してきますが、恐らくこれは国・県・市町村、足並みをそろえてやるということですので、その同じようなデータを使って分析をしていくということであろうかなと思っております。そのようなところも含めて分析もしていきながら、必要なところは、いろんな多くの専門職の方からも意見を聞きながら検討を進めていきたいと思っております。

○C委員

自殺者数が平成22年33人とか、平成28年14人というような、ただ、

順位でいくと、第1位は、男性60歳以上、無職といった人が第1位に来てるというふうなことでいくと、中高年、特に高齢者のあり方ということと自殺との因果関係というのをちょっと考えたもんですから、改めてそこをもう一度確認いただけたらと思います。

○会長

よろしいでしょうか。

○C委員

はい。

○E委員

2点ほど確認をさせてもらいたいと思います。いただいた資料の中で、この計画はこれからつくられるということですが、県の対策、5箇年計が平成30年にできたということで、これから諫早市はつくるんですが、この計画は全市町村でつくるといような説明があったんですけども、県内の市町村での計画の策定状況について、もし把握されてあれば教えていただきたいのが1点。

もう一点、先ほどから自殺者の推移、33人とか17人とか、あるいは一定の比率が出ておりますけれども、自殺までいかず、未遂の状況にあるというような人は、これには当然入っていないわけで、この計画の中にも、当然そのような人たちの対策も入るんだろうと思うんですけども、未遂の人たちも含めた計画になっているのかということと、未遂者のデータの把握は、なかなか難しいだろうと思うんですが、多分消防か何かのデータか何か、自傷事故というんでしょうか、何かそういうデータか何かをとらないと出てこないんだろうと思うんですけども、未遂者の分のデータも含めて、今後の対応、対策というのが、この計画の中に入ってくるのかこないのか、その辺のところを少し教えてもらえないでしょうか。

○会長

2点。1点は、もし県内の策定状況がわかれば教えていただきたいということと、2点目は、未遂の取り扱い。データはなかなか難しいと思いますが、もしあれば、そういったものも取り込んでやっていく計画となるのかのお尋ね2点ですが、よろしいでしょうか。

○事務局

1点目の県内の状況につきましては、今日は手元に資料を持ち合わせておりません。

2点目の未遂者の数字については、数字として上がってきてるのは自殺者ですので、亡くなった方ということになりますが、計画の中では、当然自殺を考えてる人というか、そういった人たちについても、周りが気づいてあげるといことで、対策をとっていきたいと考えております。

○会長

よろしいでしょうか。

○E委員

やっぱりデータの把握は難しいでしょうけどね。多分、先ほど、1点目でお尋ねした計画の策定状況で見たら、県内で見たら、大多数の市町村がもう既に策定してるんじゃないかなというふうな気がしたものですから、諫早はこれからだというから、何か非常に大事な、先ほどから意見がたくさん出ておるように、この自殺対策は、数は少ないけれども、非常に重要な施策なんじゃないかという気がして、積極的な取り組みを求めたいという意味で取り組み状況をお尋ねしたところです。未遂者のデータ、自殺者だけだったら、確かに十何個かということで、非常に数的には少ないんですけども、恐らく未遂者は多分これと同等か、それ以上におられるんじゃないかなという気がしたものですから、そういう人たちのデータもきちんとあった上で、どうすれば未然に防止できるかというような点は、計画の中にぜひ盛り込んでいただきたいなという趣旨のものでございました。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

なかなか個人情報等もあるでしょうから、中身を全部調べていくというのは非常に難しい部分で、市でつかめる部分も限界があるかと思うんですが、そういった今出たいろんな意見をもとに、今日、ここには初めて出された分だろうと思いますので、また検討していただければと思います。

委員の皆さんから他にありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局

もう一点、事務局からですが、市長への答申並びに審議会の今後の開催予定について御連絡いたします。

本日取りまとめいただいた諫早市子ども・子育て支援事業計画につきましては、2月18日火曜日に会長から市長へ答申いただく予定でございます。

また、次回の審議会につきましては、委員の改選後、本年8月以降に開催予定でございます。

事務局からは以上です。

○会長

それでは、審議を終了したいと思います。後の進行につきましては、事務局にお願いします。

4. 閉会

○事務局

では、閉会に当たりまして、健康福祉部長が一言お礼を申し上げます。

○健康福祉部長

皆様、本日は健康福祉審議会を開催しましたところ、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございます。御承認いただきました諫早市子ども・子育て支援事業計画につきましては、市長に答申をして、決裁を経て正式に決定という手続を踏むという形になると思います。

昨年10月から、幼児教育・保育の無償化が開始をされたところでございまして、施設の利用状況につきましても、今後変化が見受けられるのではないかとということも考えております。今回の計画では、この無償化の影響も加味した内容とはなっておりますが、計画期間の中で必要が生じた場合には、子ども・子育て部会に御相談をして、計画の補正を行うなどの方法で対応していきたいと考えているところでございます。

また、本日諮問されました諫早市障害者・障害児福祉計画につきましては、障害福祉部会での審議をお願いするところでございます。

それから、最後に報告ということで申し上げました自殺対策計画につきましては、あくまでも健康いさはや21を上位計画とするものの計画ということで考えておりまして、今後、もし何事かお尋ねするとなると、健康医療部会にお尋ねをするのではないかとというふうに思っております。

令和2年度につきましては、高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画、それと、障害者・障害児福祉計画の策定の年となっておりますので、令和2年度中には答申書の御審議をお願いすることになると思います。今後とも諫早市の健康福祉行政に対して御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

本日はまことにありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして、令和元年度第2回諫早市健康福祉審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

(午後8時13分終了)